

台風及び地震発生時における競技会開催対応について

平素は一般財団法人大阪水泳協会の活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、一般財団法人大阪水泳協会が主催する競技会日において、下記のような台風及び地震の発生時に警報が発令された場合は下記の通りの対応を行います。

☆台風による警報が発令された場合

- 1) 午前から競技を行う競技会の場合は、午前6時現在で大阪府下に台風による大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令された場合は大会を中止とする。
- 2) 午後から競技を行う競技会の場合は、午前11時現在で大阪府下に台風による大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令された場合は大会を中止とする。
尚、上記以降に大阪府下に台風による大雨・洪水・暴風警報が発令された場合はその時点で大会を中止する。
- 3) 競技会を開催する施設の災害時施設使用規定に従い競技運営を決定する。

☆地震災害が発生した場合

- 1) 地震により会場周辺の公共交通機関が不通の場合は大会を中止とする。
- 2) 大会開催中に地震が発生した場合は、安全確保を最優先とし、直ちに競技を中止することがある。

※高体連水泳専門部の大会については、要項およびHPをご確認ください。